

衆議院 環境委員会 議 録 第 七 号

平成九年四月二十五日(金曜日)

午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 佐藤謙一郎君

理事 杉浦 正健君

理事 村上誠一郎君

理事 長内 順一君

理事 小林 守君

大野 松茂君

桜井 郁三君

鈴木 恒夫君

園田 修光君

大野由利子君

並木 正芳君

山中 燦子君

秋葉 忠利君

吉田 公一君

出席國務大臣

國務大臣 石井 道子君

(環境庁長官)

出席府政委員

環境政務次官 鈴木 恒夫君

環境庁長官官房 岡田 康彦君

環境庁企画調整 田中 健次君

局長

委員外の出席者

環境委員会調査 鳥越 善弘君

室長

委員の異動

四月二十五日

辞任

中村 鋭一君

土井たか子君

岩國 哲人君

補欠選任

山中 燦子君

秋葉 忠利君

吉田 公一君

同日

辞任

山中 燦子君

秋葉 忠利君

吉田 公一君

同日

辞任

中西 續介君

同日

補欠選任

土井たか子君

四月二十五日

環境アセスメント法の制定等環境行政の推進に

関する陳情書外四件(広島市中区基町一〇の五

二広島県議会内輪山俊宏外四名)(第二五五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

環境影響評価法案(内閣提出第七八号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、環境影響評価法案を議題といたしま

す。本案に対する質疑は、去る二十二日に既に終局

いたしております。

この際、本案に対し、田端正広君外二名及び藤

木洋子さんから、おのおの修正案が提出されてお

ります。

順次趣旨の説明を聴取いたします。田端正広

君。

環境影響評価法案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○田端委員 ただいま議題となりました環境影響

評価法案に対する修正案につきまして、新進党、

民主党及び太陽党を代表いたしまして、その趣旨

を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付しておりますので、案文

の朗読は省略させていただきますが、その主な内

容は、第一に、第二種事業に係る判定手続におい

て、免許等を行う者は、都道府県知事及び特別区

の評価法案に対する修正案につきまして、新進党、

民主党及び太陽党を代表いたしまして、その趣旨

を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付しておりますので、案文

の朗読は省略させていただきますが、その主な内

容は、第一に、第二種事業に係る判定手続におい

て、免許等を行う者は、都道府県知事及び特別区

の区長を含む市町村長に対し、意見を求めること

ができるものとするものであります。

第二に、準備書等に記載する環境の保全のため

の措置には、当該措置以外の環境の保全のための

措置、つまり複数案についての検討の状況を含む

ものとするものであります。

第三に、環境庁長官が意見を述べるときは、中

央環境審議会の意見を聞くことができるものとす

るものであります。

第四に、条例で定め得る事項として、当該地方

公共団体における公聴会の開催等、当該地方公共

団体における手続に関する事項を規定するものと

することとあります。

第五に、基本的事項の公表について、環境庁長

官は、関係行政機関の長の意見を聞くものとす

るとともに、免許等を行う者は、環境庁長官の意見

を尊重しなければならないものとするものであり

ます。

第六に、この法律の施行の状況についての検討

時期を、法施行後五年に改めるものとするものと

であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、藤木洋子さん。

環境影響評価法案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○藤木委員 私は、日本共産党を代表して、議題

となつております環境影響評価法案に対する修正案

の趣旨を説明いたします。

修正案は既にお手元に配付されておりますの

で、詳細な説明は省かせていただきます。

その内容は、第一に、目的に、この法律が現在

及び将来の国民の健康かつ安全で文化的な生活の

確保に資すること及び住民等の参加を規定するこ

とで、環境保全の理念と住民参加の位置づけを明

確にしたことです。

第二に、政府が、上位計画の策定等に関する環

境影響評価や環境影響評価を適正に実施するため

の委員会の設置等について速やかに検討し、戦略

的環境アセスメントの実施と公正な第三者機関の

設置を講ずるものとしたことです。

第三に、対象事業を追加し、複合的、累積的な

環境影響の調査や複数案の検討及び評価後の調査

等を義務づけるなど、環境影響評価の手続を拡大

強化したことです。

第四に、環境庁長官が意見を述べるときは、中

央環境審議会の意見を聞き、その環境庁長官の意

見を免許等を行う者が尊重しなければならないも

のとし、第三者機関の関与と環境庁長官の役割を

強めたことです。

第五に、地方公共団体が地域の実情を踏まえ条

例を定めることを妨げないものとし、括弧書きの

「この法律の規定に反しないものに限る。」を削除

することで、地方公共団体の独自性をより生かし

た制度が実施できるようにしたことです。

第六に、発電所に係る環境影響評価その他の手

続に関する特例措置を削除することで、この法律

による統一した環境影響評価制度をより鮮明にし

たことです。

以上、委員の皆様様の御賛同をお願いいたしまし

て、趣旨説明を終わります。

第一類第十六号

環境委員会議録第七号

平成九年四月二十五日

環境影響評価法案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○田端委員 ただいま議題となりました環境影響

評価法案に対する修正案につきまして、新進党、

民主党及び太陽党を代表いたしまして、その趣旨

を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付しておりますので、案文

の朗読は省略させていただきますが、その主な内

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、環境影響評価法案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、藤木洋子さん提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、田端正広君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、杉浦正健君、長内順一君、小林守君、藤木洋子さん、秋葉忠利君及び吉田公一君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。

○小林守君 私は、ただいま議決されました環境影響評価法案に対する附帯決議案につき、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び太陽党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

環境影響評価法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 環境影響評価に関する手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に際し環境保全について適正な配慮がなされるよう、本委員会での議論等を踏まえ、事業者、地方公共団体及び国民に対し、あらゆる手段、機会を通じて本法の趣旨の周知、徹底を図ること。

二 第二種事業に係る判定は、科学的かつ客観的な基準に基づき、法の趣旨を踏まえ、適切に行われるよう努めること。この場合、地域の特性を踏まえた運用が行われるよう、都道府県知事が意見を述べるに際して必要に応じ市町村長の意見を求めることができることなど法の趣旨の徹底に努めること。

三 準備書及び評価書に複数案の検討状況、実施すべき事後調査事項等をわかりやすく記載されるようにすること。

また、評価書へ記載された環境保全措置、事後調査措置が法律に違反して実行されなかった場合には適切な措置を講ずること。

四 事業者が実施する環境影響評価の結果を的確に審査し、制度の信頼性を高めるため、環境庁における審査体制の充実・強化を図ること。

また、環境庁長官の意見形成に当たっては、当該事業について専門的な知識、科学的知見等を有する学識経験者及び審議会等を積極的に活用して環境保全に万全を期すとともに、その過程及び結果の透明性の確保に努めること。

五 免許等を行う者等が審査等を行うに際しては、環境庁長官の意見を十分反映させること。

六 本法による環境影響評価の実効ある運用を確保するためには、関連する法律の適正な運用と十分な情報公開が必要であることにかんがみ、環境影響評価のそれぞれの段階に係る

情報の公開に努めること。

七 地方公共団体において定着し、相応の効果をおよぼしている環境影響評価制度の運用の実績を尊重し、知事意見の形成に際し公聴会や審査会の活用が可能であることなど法の趣旨を徹底し、地方公共団体の意見が十分に反映され、地域の実情に即した環境影響評価が行われるよう、地方公共団体との適正な役割分担による総合的な環境影響評価制度の運用に万全を期すこと。

八 環境庁長官が定める基本的事項及び主務省令で定める指針については国民に理解されやすい内容となるように作成するとともに、技術の進展に即応して最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価が実施されるよう、基本的事項及び指針を柔軟に見直し、ことごとく、また、本制度全般に關して、その実施状況を見ながら、法施行後一〇年以内であつても、適宜適切に制度の改善を図ること。

九 上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。

十 環境影響評価の適切かつ円滑な実施には、技術手法、過去の事例、地域環境の現状などが、電子媒体の活用等、環境影響評価に関する情報の収集・整理・提供に努めること。

十一 我が国の事業者が海外において実施する事業については、環境基本法及び本法の趣旨を尊重しつつ適切な環境配慮がなされるよう指導するとともに、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、国際協力事業団等が策定したガイドラインに沿ってなお一層の確かな環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めること。

十二 本決議事項及び本委員会での議論を十分踏まえて、政令、省令及び基本的事項を制定

すること。

十三 地球温暖化の防止に關し、西暦二〇〇〇年以降に先進国が講ずべき政策等について国際合意を目指す地球温暖化防止京都会議氣候変動枠組条約第三回締約国会議が実質的な成果を収めるよう、政府は、国内での取組及び国際合意形成に最大限努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきましても、政府から発言を求められておりますので、これを許します。石井環境庁長官。

○石井国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○佐藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告者は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

環境影響評価法案に対する修正案(田端正広
君外二名提出)

環境影響評価法案の一部を次のように修正する。

第四條第二項中「都道府県知事」の下に「及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」を加え、同條第三項中「都道府県知事」の下に「及び市町村長」を加え、同項第一号及び第二号中「及び前項」を並びに前項に改め、同條第七項中「都道府県知事」の下に「及び市町村長」を加え、同條第十項中「長に協議して」を「長の意見を聴いて」に改める。

第六條第一項中「(特別区の区長を含む。以下同じ。)」を削る。

第十三條中「長に協議して」を「長の意見を聴いて」に改める。

第十四條第一項第七号ロ中「当該措置」の下に「(以外の環境の保全のための措置についての検討の状況その他の当該措置を加える。)」を加える。

第二十三條に次の一項を加える。

2 環境庁長官は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

第二十四條中「勘案しなければならない」を「尊重しなければならない」に改める。

第三十九條第二項中「及び前項の都道府県知事」を「並びに前項の都道府県知事及び市町村長」に改め、「都道府県知事」を「都道府県知事及び市町村長」に改め、「都道府県知事及び」の下に「市町村長並びに」を、「都道府県知事」の下に「及び市町村長」を加える。

第四十條第二項中「勘案して」を「尊重して」に改め、「意見があるときは」の下に「これを尊重しなければならない」を、「述べるときは」の下に「これを勘案しなければならない」を加える。

第四十四條第一項中「及び同條第二項」を「並びに同條第二項」に改め、「都道府県知事」の下に「及び市町村長」を加える。

第六十條第二号中「第二種事業」を「当該地方公

共団体における公聴会の開催等第二種事業」に改める。
附則第七條中「十年」を「五年」に改める。

環境影響評価法案に対する修正案(藤木洋子
君提出)

環境影響評価法案の一部を次のように修正する。

第一條中「環境影響評価」の下に「住民等の参加の下に」を、「健康」の下に「かつ安全」を加える。

第二條第二項第一号ヲ中「ヲ」を「タ」に改め、同号中ヲを「レ」とし、ヲを「タ」とし、ルを「ヨ」とし、ヌを「カ」とし、リを「ワ」とし、チを「ツ」とし、トを「ル」とし、同号ハ中「一般廃棄物の最終処分場」を「一般廃棄物処理施設」に、「産業廃棄物の最終処分場」を「産業廃棄物処理施設」に改め、同号中ハを「ヌ」とし、ホの次に次のように加える。

ヘ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二條第十項に規定するガス工作物の設置又は変更の事業

ト 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二條第四項に規定する熱供給施設の設置又は変更の事業

チ 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第二條第三項に規定する特定設備の新設、増設又は改造の事業

リ 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)第五條第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は変更の事業

第四條第一項中「ヲ」を「レ」に改め、同條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該都道府県知事が意見を述べようとするときは、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができる。

第四條第三項中「ヲ」を「レ」に改める。

第五條第一項中「ヲ」を「レ」に改め、同條第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、これらの対象事業が相互に及ぼす環境影響について配慮しなければならない。

第六條第一項中「ヲ」を「レ」に改める。

第十條に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、当該都道府県知事は、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができる。

第十一條第一項及び第十二條第一項中「ヲ」を「レ」に改める。

第十四條第一項中「ヲ」を「レ」に改め、同項第七号ロ中「当該措置」の下に「(以外の環境の保全のための措置についての検討の状況その他の当該措置を加え、同号ハ中「把握のための」の下に「調査等」を加える。

第二十條第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十一條第二項中「ヲ」を「レ」に改める。

第二十三條に次の一項を加える。

2 環境庁長官は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二十四條中「勘案しなければならない」を「尊重しなければならない」に改める。

第二十五條第二項中「ヲ」を「レ」に改める。

第四十條第二項中「勘案して」を「尊重して」に改め、「意見があるときは」の下に「これを尊重しなければならない」を、「述べるときは」の下に「これを勘案しなければならない」を加える。

該」を加え、「同項の規定による」を削る。

第五十九條を削り、第五十八條を第五十九條とし、第五十七條を第五十八條とし、第五十六條を第五十七條とする。

第五十五條第二項中「第五十五條第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同條を第五十六條とし、第五十二條から第五十四條までを一条ずつ繰り下げ、第五十一條の次に次の一条を加える。

(資料の開示)
第五十二條 第四條第二項に規定する都道府県知事、第六條第一項に規定する都道府県知事及び市町村長並びに関係都道府県知事及び関係市町村長並びに方法書又は準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、対象事業に係る環境影響評価に係る資料の開示を求めることができる。

2 事業者は、前項の求めを受けたときは、同項の資料を開示するよう努めなければならない。

第六十條中「地方公共団体の」の下に「地域の実情を踏まえ」を加え、同條第二号中「(この法律の規定に反しないものに限る。)」を削る。

附則第一條第一号中「第五十八條」を「第五十九條」に改める。

附則第二條第一項第一号中「第五十三條第一項第一号」を「第五十四條第一項第一号」に、同項第二号中「第五十三條第一項第二号」を「第五十四條第一項第三号」に、同項第三号中「第五十三條第一項第四号」を「第五十四條第一項第五号」に、同項第四号中「第五十三條第一項第五号」を「第五十四條第一項第六号」に、同項第五号中「第五十三條第一項第六号」を「第五十四條第一項第七号」に、同項第六号中「第五十三條第一項第七号」を「第五十四條第一項第八号」に、同項第七号中「第五十三條第一項第八号」を「第五十四條第一項第九号」に、同項第八号中「第五十三條第一項第九号」を「第五十四條第一項第十号」に改める。

附則第三條第二項中「第五十三條第一項各号」を

「第五十四条第二項各号」に改める。
附則第七条を次のように改める。

(検討)

第七条 政府は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関する基本的事項を定める計画の策定等に係る環境影響評価その他の手続の在り方、環境影響評価その他の手続の適正な実施を確保するための権限を有する委員会の設置等について速やかに検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。